

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社イントラスト

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 平成28年11月4日

【会社名】 株式会社イントラスト

【英訳名】 Entrust Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 桑原 豊

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03 (5213) 0250(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 太田 博之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03 (5213) 0250(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 太田 博之

目 次

	頁
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	11
4 【事業等のリスク】	11
5 【経営上の重要な契約等】	13
6 【研究開発活動】	13
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
第3 【設備の状況】	17
1 【設備投資等の概要】	17
2 【主要な設備の状況】	17
3 【設備の新設、除却等の計画】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【自己株式の取得等の状況】	25
3 【配当政策】	25
4 【株価の推移】	25
5 【役員の状況】	26
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	29
第5 【経理の状況】	35
1 【財務諸表等】	36
第6 【提出会社の株式事務の概要】	80
第7 【提出会社の参考情報】	81
1 【提出会社の親会社等の情報】	81
2 【その他の参考情報】	81
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	82

	頁
第三部 【特別情報】	83
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	83
第四部 【株式公開情報】	84
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	84
第2 【第三者割当等の概況】	85
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	85
2 【取得者の概況】	87
3 【取得者の株式等の移動状況】	89
第3 【株主の状況】	90
監査報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	1,285,880	1,851,218	2,131,964	2,845,934	2,650,728
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△67,645	71,315	9,454	13,823	541,001
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△80,331	70,020	△3,079	△171,400	524,066
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	324,000	324,000	324,000	324,000	391,507
発行済株式総数 (株)	7,773,802	7,773,802	7,773,802	7,773,802	8,313,861
純資産額 (千円)	△177,283	△107,263	△110,373	△281,496	384,175
総資産額 (千円)	2,069,959	1,760,530	1,618,643	1,412,578	1,461,131
1株当たり純資産額 (円)	△22.81	△13.80	△14.20	△36.21	45.42
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△35.06	9.01	△0.40	△22.05	65.07
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△8.57	△6.09	△6.82	△19.93	25.84
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	1,090.87
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	387,506	469,208
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△27,842	△155,020
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△240,000	△148,385
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	515,837	681,641
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	47 〔9〕	45 〔19〕	45 〔20〕	60 〔23〕	83 〔30〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。
5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第10期及び第11期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、監査を受けておりません。
7. 第11期より家賃保証事業にかかる収益とこれに対応する費用の計上基準を変更し、第7期以降の関連する主要な経営指標等について遡及処理後の数値を記載しております。なお、第6期以前に係る累積的影響額については、第7期の期首の純資産額に反映させております。
8. 第7期、第8期、第9期及び第10期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
9. 第7期、第8期及び第9期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、平成18年東京都港区において、わが国の賃貸不動産管理業界における連帯保証人の代替制度（連帯保証人代行システム）の構築を目指し、創業いたしました。

その後、平成22年に本社を東京都千代田区麴町に移転し、現在に至っております。

当社設立以降の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成18年3月	東京都港区に、わが国の賃貸不動産管理業界における連帯保証人の代替制度（連帯保証人代行システム）の構築を目指し、フィンテックグローバル株式会社の子会社として株式会社イントラスト（資本金1億円）設立
平成19年10月	大和リビング株式会社と業務提携を開始し、家賃債務保証商品「D-Support」を販売開始
平成22年2月	株式会社プレステージ・インターナショナルの連結子会社となる 決算期を9月30日から3月31日に変更
平成22年6月	本社を東京都千代田区麴町へ移転
平成22年10月	大手信販会社と業務提携を開始し、家賃決済クレジットサービスを組み込んだ家賃債務保証商品「Ce-Trust」を販売開始
平成23年6月	秋田営業所・東京第一営業所・東京第二営業所・名古屋営業所・大阪営業所・福岡営業所を開設
平成25年6月	富山営業所を開設
平成25年12月	東京第一営業所と東京第二営業所を組織再編により統合し、東京営業所を開設
平成26年5月	岡山営業所を開設
平成26年7月	大和リビングマネジメント株式会社、大和リビング株式会社及び大和ハウスフィナンシャル株式会社と業務提携契約を締結し、大和リビングマネジメント株式会社及び大和リビング株式会社が貸主となる管理物件を対象とした連帯保証人不要制度における業務受託を開始
平成26年8月	介護費用保証商品「太陽」を販売開始
平成26年10月	Doc-onサービスの提供を開始
平成27年5月	医療費用保証商品「虹」を販売開始

3 【事業の内容】

当社は、株式会社プレステージ・インターナショナルを親会社とするプレステージ・インターナショナルグループに属し、総合保証サービス会社として、家賃債務保証を中心とした保証サービス及び保証サービスに関連するソリューションサービスを提供しております。

当社は、総合保証サービス事業の単一セグメントであり、以下は、サービス別に区分して記載しております。

(1) 保証サービス

当社は、保証サービスとして、家賃債務保証、介護費用保証及び医療費用保証を提供しております。

① 家賃債務保証

当社の保証商品のメインとなる家賃債務保証商品は、賃貸契約等の締結時に保証委託契約を締結し、当社が連帯保証人となることで、賃料等の滞納リスクを引き受けるサービスになります。当社は、保証委託契約に基づき、保証委託契約時及び保証委託契約更新時に保証料を受領しますが、当該保証料は、保証期間に応じて収益計上をしております。また、保証委託契約の締結にあたっては、保証委託者の属性情報などを基に審査を実施し、契約の可否を判断しております。

貸主が負っている家賃の滞納リスクを当社の保証商品がカバーすることで、貸主は滞納リスクから解放され、借主は連帯保証人を手当てする必要がなくなります。これにより、賃貸契約の成約率を向上させ、当社の信用を媒介として円滑な取引に貢献できると考えております。

また、当社の家賃債務保証における商品には、賃料等の滞納発生時に、当社が代位弁済を実施する代位弁済型の保証商品及び家賃決済クレジットサービス付商品があります。

代位弁済型の保証商品は、保証委託契約締結時において、当社の審査システムに基づく審査を実施し、賃料等の滞納発生後に、当社から代位弁済を実施いたします。

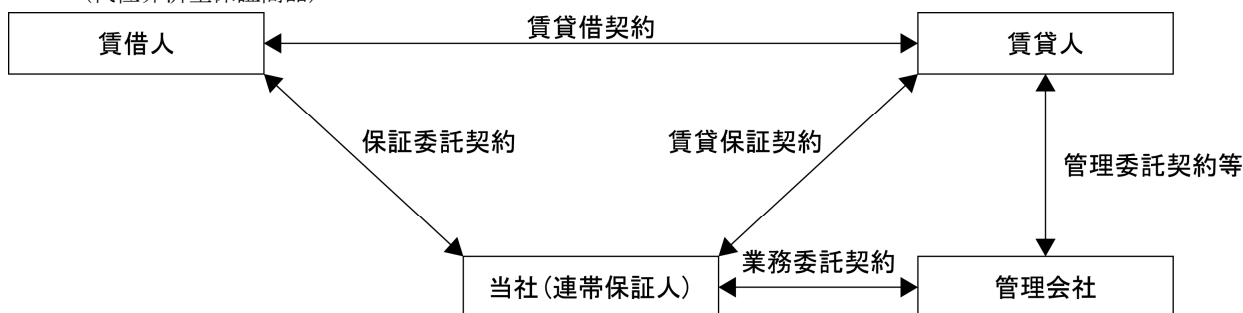
家賃決済クレジットサービス付商品は、大手信販会社と業務提携契約を行い、家賃決済クレジットサービス（金融審査）を組むことにより、家賃等は入居者の登録口座から信販会社により引落が行われ、管理会社等への送金は、原則として当該口座引落の前に実施されます。本商品については、家賃等の滞納残高が3ヶ月相当分（一部商品は6ヶ月相当）を超えた額について、当社は代位弁済を行います。

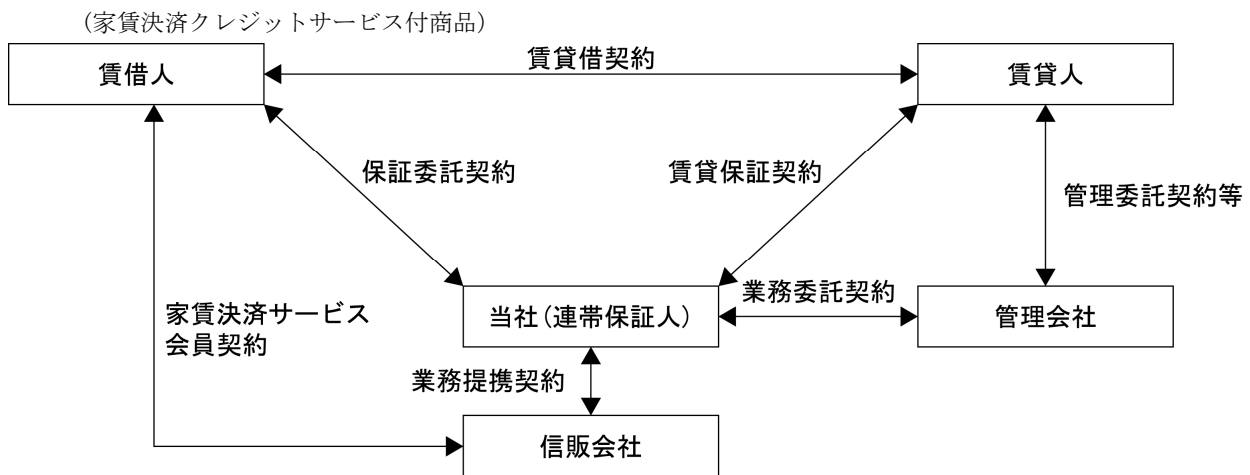
なお、保証契約期間において保証委託者が保証範囲の家賃等を滞納した場合には、当社は保証委託契約に基づき、求償債権を取得して保証委託者に代位弁済金額の返済請求を行い、回収を図ることになります。当社は引き受けた滞納リスクを安定した回収力によりコントロールすることで、転嫁されたリスクを最小限に抑え、収益構造の安定化に努めております。

特に、求償債権回収にあたっては、コンプライアンスを第一に考えたうえで、早期の回収に努めております。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。

(代位弁済型保証商品)





② 介護費用保証

介護施設の利用料等を対象とした介護費用保証商品「太陽」を提供しております。当該保証商品は、介護施設の利用料等のサービス利用者と当社において保証委託契約を締結し、当社が連帯保証人となることで、介護施設の利用料等の滞納リスクを引き受ける保証商品になります。当社は保証委託契約に基づき、保証委託契約時及び保証委託契約更新時に保証料を受領いたします。なお、当社は、滞納リスクへの手当てとして、損害保険会社と保険契約を締結しております。

③ 医療費用保証

医療機関の入院費用等を対象とした医療費用保証商品「虹」を提供しております。当該保証商品は、医療機関の入院患者と当社において保証委託契約を締結し、当社が連帯保証人となることで、入院費用自己負担分等の支払に係る滞納リスクを引き受ける保証商品になります。当社は保証委託契約に基づき、保証委託契約時に保証料を受領いたします。なお、当社は、滞納リスクへの手当てとして、損害保険会社と保険契約を締結しております。

当社の提供する保証サービスの特徴は以下のとおりであります。

a カスタマイズ

当社が提供している家賃債務保証商品には、画一的な商品パッケージは存在しません。一般的に広く流通している保証商品には、あらかじめ保証の範囲や、保証料などが設定されている商品がありますが、当社では、提携する不動産管理会社ごとに個別の保証商品をカスタマイズし、それぞれのオリジナル保証商品として提案しております。

これは、賃貸不動産管理において、地域の風土、習慣や管理戸数など、不動産管理会社を取り巻く環境的要素のみならず、不動産管理会社それぞれの方針によって、様々な管理手法があるためです。

また、保証内容等に留まらず不動産管理会社が利用しやすいように保証業務にかかる業務フローについてもカスタマイズし、提供いたします。不動産管理会社における業務負担の削減の観点においては、滞納督促に係る時間・費用等が当社商品の導入により削減され、業務負担の軽減を図ることが可能です。

b 新商品開発

当社は、家賃決済クレジットサービス付商品に代表される、実効性と利便性を追求した、特徴のある商品を開発しております。また、家賃債務保証で培ったノウハウを生かし、他の分野における保証商品を開発、販売しており、介護費用保証商品である「太陽」、医療費用保証商品である「虹」などを通じて、新たな分野において、家賃債務保証と同様の付加価値を提供できるよう新たな保証商品の開発・販売に積極的に取り組んでおります。

c. コンプライアンスの徹底

当社は、督促・回収行為においても弁護士の指導のもと不動産管理会社と業務フローを共有しております。また、督促・回収行為の管理のためコールセンターにおいては電話内容の録音、会話内容等の記録をしております。長期滞納に対しては、貸主による明け渡し訴訟を提起する等の法的な対応・手続きにおいて、パートナーシップを提携した専門の弁護士が全国をカバーし、適法な手続きに則り対応しております。

(2) ソリューションサービス

当社は、保証サービスで培ったノウハウをもとに、各種のソリューションサービスを提供しております。

① 特化型ソリューションサービス

保証サービスに関連する入居申込受付業務、審査業務、未入金案内業務、債権管理支援業務といった業務を、一括又は個別に受託サービスとして提供しております。当該サービスは、主に賃貸不動産の入居者等を対象としたサービスとなり、不動産管理会社等より業務を受託しております。

当社が提供するソリューションサービスは、保証サービスにおける各業務のノウハウや仕組みをベースにしたものであり、下記の特徴があります。

審査：スコアリングモデルに基づく審査システムを開発し運用しております。

コールセンター：自社内にコールセンターを有し、各種案内業務を提供可能な体制が構築されております。

なお、本サービスは、大和リビング株式会社が連帯保証人不要制度を導入したことに伴い、審査業務、未入金案内業務及び債権管理支援業務等を一括して、受託サービスとして提供を開始したものであります。

② Doc-onサービス

SMS（ショートメッセージサービス）の一括送信業務、当該SMSにクレジットカード決済機能を付加した「楽クレ」サービス、SMSの一括送信業務にコールセンター機能を付加したサービスからなっております。

Doc-onサービスは、保証サービスにおいて督促のツールとして利用していたSMSに、各種のサービスを付加して提供しているもので、下記の特徴があります。

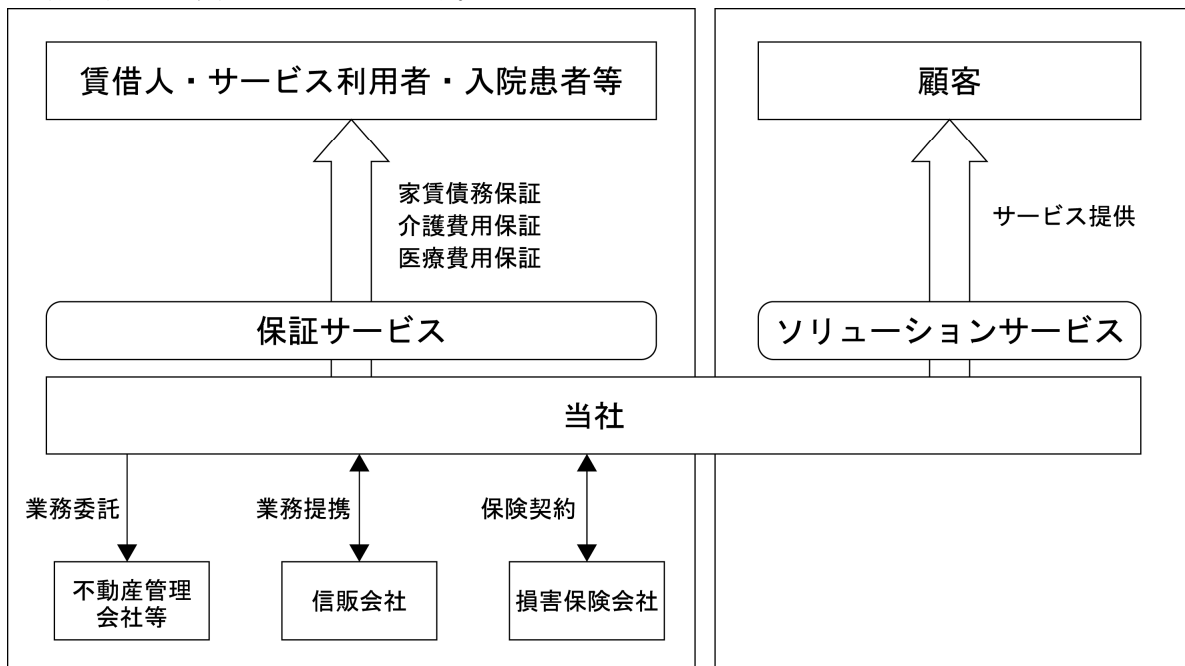
高い安全性：国内大手SMS通信事業者の通信網を利用することにより、サーバーが特定され、高い安全性を維持しています。

コスト：葉書等を用いた案内と比較し、郵送コストの面で優れております。

開封率：葉書及びインターネットメールを用いた案内と比較し、高い開封率が期待できると考えております。

付加機能の追加：クレジットカード決済機能や、SMS送付後の問い合わせへの対応など、各種案内の送付に留まらず、各種ニーズに応じたサービスの提供が可能となっております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社プレステージ・インターナショナル(注)1、2	東京都千代田区	1,294 百万円	ロードアシスト事業 プロパティアシスト事業 インシュアランスBPO事業 ワランティ事業 ITソリューション事業 カスタマーサポート事業 派遣・その他事業	(88.1) [88.1]	業務委託 役員の兼任
(親会社) Prestige International(S) Pte Ltd.(注)2	シンガポール	9,050,000 シンガポールドル	インシュアランスBPO事業	(88.1)	役員の兼任

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。

2. Prestige International(S) Pte Ltd.は、株式会社プレステージ・インターナショナルの完全子会社であり、Prestige International(S) Pte Ltd.及び株式会社プレステージ・インターナショナルは、当社の親会社に該当しております。

3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔内書〕は間接所有であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
83 [33]	39.8	3.68	4,901

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 当社は、総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策の実施により、設備投資や雇用情勢等に改善の動きがみられるなど緩やかな回復基調が続いております。一方で、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の景気減速の懸念等により、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

賃貸住宅関連業界においては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響から持ち直しが見られ、新設住宅着工戸数、貸家着工件数ともに増加傾向にあります。

このような事業環境のもと、当社はこれまで培ってきた家賃債務保証のノウハウを活かし、様々な分野における独自の保証サービス及びソリューションサービスの開発・提案・販売に取り組んでまいりました。保証サービスにおいては、既存顧客である大手管理会社が管理する賃貸物件を対象としたサービスが、保証サービスからソリューションサービスへシフトする中、家賃債務保証商品を主軸として、介護費用保証商品の拡販に注力いたしました。また、医療機関向けの医療費用保証商品「虹」の販売を開始いたしました。ソリューションサービスにおいては、保証関連の業務受託サービスに積極的に取り組んだほか、保証サービスから派生したDoc-onサービスの拡販にも尽力してまいりました。

こうした取り組みの結果、保証関連業務の受託サービスが順調に推移しました。また、家賃債務保証サービスにおける回収力の安定化、既存顧客のソリューションサービスへの切替に伴い、再保証契約を見直したことにより、再保証料が減少し売上総利益率が大幅に改善いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,650,728千円（前年同期比6.9%減）、営業利益は541,876千円（前年同期は営業利益18,335千円）、経常利益は541,001千円（前年同期は経常利益13,823千円）、当期純利益は524,066千円（前年同期は当期純損失171,400千円）となりました。

なお、家賃保証事業におきまして収益及びこれに対応する費用に係る会計方針を変更した影響で、前事業年度の損益計算書を遡及修正しております。これにより前事業年度の損益計算書は、売上高が383,254千円増加、営業利益、経常利益が199,125千円減少し、当期純損失が同額増加しております。

当社の事業セグメントは、総合保証サービス事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得情勢が堅調に推移する中、中国を始めとするアジア新興国等の経済の先行き、イギリスのEU離脱問題に伴う不透明感の高まりによる影響等のリスクが懸念されます。

当社の関連業界である住宅関連業界においては、賃貸住宅の着工戸数は前年同月と比較し、継続して増加している一方で、大都市圏の賃貸アパートの空室率が顕著になっております。

このような事業環境のもと、当社はこれまで培ってきた家賃債務保証のノウハウを活かし、保証サービス及びソリューションサービスにおける販売に取り組んでまいりました。保証サービスにおいては、家賃債務保証商品を主として、介護費用保証商品及び医療費用保証商品の拡販に注力いたしました。

ソリューションサービスにおいては、保証関連の業務受託サービスが順調に推移したほか、保証サービスから派生したDoc-onサービスが好調に推移しております。

こうした取り組みの結果、当第2四半期累計期間の売上高は1,306,530千円、営業利益は271,938千円、経常利益は269,965千円、四半期純利益は173,862千円となりました。

当社の事業セグメントは、総合保証サービス事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末より165,803千円増加し、681,641千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は469,208千円となりました。主な増加要因は税引前当期純利益541,001千円、未収入金の減少額208,658千円及び貸倒引当金の増加額171,756千円等であります。一方、主な減少要因は前受収益の減少額207,539千円及び未払金の減少額92,046千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は155,020千円となりました。主な減少要因は、本社移転に伴うオフィスの造作及びシステム開発等に係る有形及び無形固定資産の取得による支出56,207千円並びに差入保証金の差入による支出101,596千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は148,385千円となりました。主な減少要因は長期借入金の返済による支出290,000千円であります。一方、増加要因は株式の発行による収入135,014千円等であります。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末より16,831千円増加し、698,472千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は44,419千円となりました。主な増加要因は税引前四半期純利益269,965千円等であります。一方、主な減少要因は立替金の増加額207,156千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は27,588千円となりました。主な減少要因は有形及び無形固定資産の取得による支出27,587千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

該当事項はありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

第11期事業年度及び第12期第2四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第11期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (千円)	前年同期比 (%)	第12期第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) (千円)
総合保証サービス事業	2,650,728	△6.9	1,306,530
合計	2,650,728	△6.9	1,306,530

(注) 1. 当社は総合保証サービス事業の単一セグメントであります。

2. 最近2事業年度及び第12期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第11期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第12期第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
大和ハウスフィナンシャル株式会社	288,372	10.1	814,938	30.7	498,739	38.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、お客様に三つの価値（ニーズ、安心、喜び）を提供することを経営姿勢として掲げ、総合保証サービス会社として、保証サービス及びソリューションサービスの提供を通じて、常にお客様をはじめステークホルダーの皆様に関心されるような企業を目指してまいりました。当社が主に提供する家賃債務保証は、貸主が負っている家賃の滞納リスクを当社の保証商品がカバーすることにより、貸主のリスク低減はもちろんのこと、貸主が滞納リスクから解放されることで、賃貸契約の成約率を向上させ、取引の円滑化にも貢献しているものと考えております。その一方で、当社は引き受けた滞納リスクを安定した回収力によりコントロールすることで、転嫁されたリスクを最小限に抑え、収益構造の安定化に努めております。また、家賃債務保証事業で培ったノウハウを生かし、他の分野における保証サービス及びソリューションサービスの提供を通じて、同様の付加価値を生み出すべく新たなサービスの開発にも積極的に取り組んで行く方針です。これらの方針を実現し、安定的に継続してサービスを提供するために、今後も以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 家賃債務保証事業の更なる強化

積極的な新規取引先の開拓を継続することにより新規優良顧客の獲得に努める他、現有既存クライアントに対しても、新たなサービスの販売を促進するなど、さらに販売活動を活性化する必要があると考えております。特に、新規取引先につきましては、ターゲットを明確にした上で、顧客のニーズを捉えたサービスの提案を行ってまいりたいと考えております。

(2) 介護費用保証商品「太陽」及び医療費用保証商品「虹」等の拡販

当社は、家賃債務保証事業で培ったノウハウを、ソリューションサービス及び他の分野における保証サービスとして提供することでお客様に付加価値を提供していくことを方針としております。当事業年度において、介護費用保証商品「太陽」の拡販に注力し、新たな保証サービスである医療費用保証商品「虹」の販売を開始いたしました。家賃債務保証に続く成長の柱となるサービスの開拓に向け、引き続き拡販を進めて行くとともに、新たな保証サービスの開発・販売にも注力してまいります。

(3) 人材の採用及び育成

当社がお客様をはじめ、各パートナー企業から信頼していただき、頼りにされる企業となるために、常に優秀な人材を確保し続け、また、採用した人材を育成していくことが必要と考えております。企業規模の拡大に伴い、当事業年度においても採用活動を積極的に実施してまいりましたが、これまでの採用活動で得られたノウハウを有効利用することで、より優秀な社員を多く採用できるよう尽力してまいります。また、適切な目標管理、各種研修制度を通じて社員の育成にも力を入れて行く方針です。

4 【事業等のリスク】

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 外部経営環境による影響について

当社が展開している家賃債務保証及び家賃債務保証関連のソリューションサービスは、住宅の賃貸借契約の存在を前提として提供されるものであります。そのため、賃貸住宅の着工件数、景気及び賃料の動向、人口及び世帯数の増減など、賃貸住宅市場に影響を及ぼす外部経営環境の動向は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 信用リスク

当社が提供する保証サービスは、保証委託者の債務不履行が発生した場合に当社が代位弁済を行うものであり、その性質上、代位弁済した立替債権の一部が未回収となる可能性があります。

当社では、想定を超えて立替債権が発生することがないように保証委託契約前に審査を実施しております。審査の実施においては、保証審査規程を整備した上で、代位弁済型の保証商品については、自社の審査システムに基づき、家賃決済クレジットサービス付商品については、大手信販会社と連携し、審査の適切性の確保に努めております。また、発生した立替債権については、滞納案件の状況に応じた適切かつ早期の督促により債権の正常化を図り、圧縮を進めておりますが、その上で発生する債権の回収不能時の損失及び将来の保証履行発生による損失に対して、過去の回収実績等をもとに、貸倒引当金及び保証履行引当金を計上し、会計上の手当てを行っております。

しかしながら、著しい経済環境の悪化等により、立替債権が増加し、貸倒引当金及び保証履行引当金が想定を超えて計上された場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) システムリスク

当社は、保証委託者の情報を一元管理するため、業務の大部分においてシステムを利用しております。各種システムの利用については、その機能や仕様を十分に検討して運用しており、情報セキュリティ基本方針に基づきセキュリティ対策も講じておりますが、事故や災害、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、コンピュータウィルスや外部からの不正アクセス並びに人為的ミス等により、システムの停止又は誤作動が発生した場合には、業務の停止や損害の発生により、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 風評リスク

当社及び当社が属する家賃債務保証業界に対して否定的な風評が広まった場合、その内容の真偽に関わらず、当社の評判や事業に対する信頼が低下する可能性があります。当社は、コンプライアンスを重視した回収活動を徹底するため、債権管理規程を整備し運用しており、インターネット掲示板等への書き込み等による否定的な風評に対しても、定期的にモニタリングを実施し、リスク・コンプライアンス委員会において、必要な対応を協議することとしております。そうした対応にもかかわらず、否定的な風評が広まった場合には、顧客や取引先からの信用を失い、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は新たな分野の保証サービスとして、介護費用保証及び医療費用保証を提供しております。新たな保証サービスにおいても、コンプライアンスを重視してサービスを提供しておりますが、新たな保証サービスに対して否定的な風評が広まった場合、当該保証サービスの成長性が低下する可能性があります。

(5) 個人情報漏洩リスク

当社は、事業の性質上、保証委託者をはじめ多くの個人情報を保有しております。当社は、個人情報の漏洩を防ぐため、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し「プライバシーマーク」を取得して、個人情報保護規程に基づき当該情報の管理を徹底しております。しかしながら、悪意による第三者からの当社データベースへの攻撃や、従業員や外部委託者の人為的なミス及び事故等により、当該情報が外部に漏洩した場合には、当社の信用が失われ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 法的規制等について

当社が提供している保証サービスについては、本書提出日現在において、事業を直接的に規制する法令等は存在しておりません。また、サービスを提供するにあたり、法令に基づく関係監督官庁への届出や許認可の取得の義務、並びに業界団体への加入義務等の規制もありません。しかしながら、今後、新たな法的規制の導入や現行法令等の解釈の変化により、サービス内容の変更を余儀なくされ、又は保証サービス事業自体の継続が困難となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 重要な取引先について

当社は、大和リビング株式会社の管理している物件に関連して、保証サービス及び保証関連の業務受託等のソリューションサービスを提供しており、その内容は下記のとおりであります。なお、当社は大和リビング株式会社との良好な取引関係の維持と更なる発展に努めております。

① 保証サービス

当社が提供している家賃債務保証サービスは、主に賃貸住宅の管理会社等を通じて、賃貸物件の入居者に対して提供されております。当社は、大和リビング株式会社と業務委託契約を締結し、当該業務を委託しており、同社が管理している賃貸物件にかかる保証サービスの売上高は、平成28年3月期において当社全売上高の42.8%を占めております。当社が提供する保証サービスは、保証委託者との保証委託契約に基づき保証料を収受するものであり、直接の販売先は不特定多数の各保証委託者となっておりますが、同社が管理する物件数又は同社との取引関係に変化が生じた場合や、同社の経営方針に変更が生じた場合には、同社が管理している賃貸物件につき、賃貸借契約の終了に伴い当社保証契約が解約される一方で、同社を介した新規の保証契約数が大幅に減少するなどにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

② ソリューションサービス

当社は、大和リビング株式会社が管理している物件の入居者を対象として、保証関連の業務受託等に関するソリューションサービスを提供しております。本サービスは、同社が連帯保証人不要制度を導入したことに伴い、審査業務、未入金案内業務及び債権管理支援業務等を一括して受託サービスとして提供するものが主となり、連帯保証人不要制度の導入後、契約件数を増加させております。当該サービスは、大和ハウスフィナンシャル株式会社から業務を受託しており、大和ハウスフィナンシャル株式会社に対する売上高の当社全売上高に占める割合は、平成27年3月期10.1%、平成28年3月期30.7%と比較的高い水準にあります。当社は質の高いサービスを提供することで大和リビング株式会社及び大和ハウスフィナンシャル株式会社と良好な取引関係の維持と更なる発展に努めております。しかしながら、大和リビング株式会社が管理する物件数又は両社との取引関係に変化が生じた場合や、両社の経営方針に変更が生じた場合には、取扱件数の減少等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 株式会社プレステージ・インターナショナルとの関係について

当社は、株式会社プレステージ・インターナショナルの連結子会社に該当いたします。同社は、平成28年3月31日現在、当社の株式の88.1%を間接的に保有しております。また、当社取締役7名及び監査役4名のうち、取締役1名及び監査役1名が兼任となっております。

当社は、同社に対し、継続的な取引として、ソリューションサービスの提供及びソリューションサービスにおける業務の一部として審査申込受付に関する業務の委託等を行っておりますが、平成28年3月期において、ソリューションサービスの提供については2,466千円であり、当社の売上高合計に占める割合は1%未満であります。また、審査申込受付等に関する業務委託取引については80,452千円であり、その他の取引に関しても、売上原価及び販売費及び一般管理費合計に占める割合は3%未満であります。

上述のとおり同社との取引関係及び人的関係は限定的であり、当社の経営方針及び事業展開において、当社の独立性を阻害する状況にはないものと判断しております。しかしながら、同社は、当社の大株主であり、同社の経営方針に変更が生じた場合、当社の事業展開に影響を与える可能性があります。

(9) 人材の採用及び育成について

当社が実施するサービスの質を向上させ、継続的に事業を拡大していくためには、常に優秀な人材を確保し続け、また、採用した人材を育成していくことが必要と考えております。しかしながら、当社が求める優秀な人材を計画どおりに採用できなかった場合や、社外流出等の事由により既存の人材が失われた場合、また、採用した人材の育成が想定どおりに進まなかった場合には、機会損失や生産性の低下などにより事業運営や事業拡大に支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 新株予約権について

当社では、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることや、資本政策上の目的から、役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式総数は1,099,000株であり、発行済株式総数8,313,861株の13.2%にあたります。当該新株予約権の行使により新株が発行された場合には、当社株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社株価形成に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、事業年度末日における資産、負債の報告金額及び偶発債務の開示並びに事業年度における収益及び費用の報告金額に影響を与えるような見積り及び予測を必要とします。結果として、このような見積りと実績が異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しており、特に以下の重要な会計方針の適用が当社の財務諸表の作成において使用される見積り及び予測に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 貸倒引当金

当社は、債権回収不能時に発生する損失の見積額について貸倒引当金を計上しております。主として一般債権については貸倒実績率により、債権先の財政状態が悪化しその支払能力が低下した場合は、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

財政状態が悪化し、その支払能力が低下した債権先からの回収可能見込額を見積る際には、債権先の過去の支払い実績や現在の状況等を考慮しますが、時には見積りや予測を必要とします。そのため、現在回収可能と考えている債権残高に関して、債権先の状況の悪化や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、貸倒引当金を追加で計上する可能性があるかと判断される場合もあります。

② 保証履行引当金

当社は、保証履行により発生する損失の見積額について保証履行引当金を計上しております。保証履行引当金は、保証委託者の状況及び過去の一定期間における回収実績等を勘案して、保証履行による将来の予想損失額を計上しております。

当社が保証履行を行うことにより発生する損失額を見積る際には、保証委託者の状況や過去の回収実績等を考慮しますが、時には見積りや予測を必要とします。そのため、現在想定している保証履行の発生可能性に関して、保証委託者の状況の悪化や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、保証履行引当金を追加で計上する可能性があるかと判断される場合もあります。

(2) 経営成績の分析

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

① 売上高、売上総利益

当事業年度の売上高は、2,650,728千円（前年同期比6.9%減）となりました。これは、当社の主要な業務委託先である大和リビング株式会社において、連帯保証人不要制度の導入に伴い、同社の管理する物件を対象として提供するサービスが、保証サービスからソリューションサービスにシフトした影響によります。また、売上総利益は、1,245,423千円（前年同期比95.7%増）となりました。これは、家賃債務保証サービスにおける回収力の安定化、既存顧客のソリューションサービスへの切替に伴い再保証契約を見直したことにより、再保証料が減少し売上総利益率が大幅に改善したためであります。

② 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、703,547千円（前年同期比13.8%増）となりました。これは、事業の拡大に伴う人員の増加により人件費が増加したことなどによります。

上記の結果、当事業年度の営業利益は541,876千円（前年同期は営業利益18,335千円）となりました。

③ 営業外損益、経常利益

当事業年度の営業外収益は135千円（前年同期比14.7%増）、営業外費用は1,010千円（前年同期比78.2%減）となりました。これは、借入金の返済による支払利息が減少したことなどによります。

上記の結果、当事業年度の経常利益は541,001千円（前年同期は経常利益13,823千円）となりました。

④ 特別損益、当期純利益

当事業年度の特別利益及び特別損失の計上はありません（前年同期は特別利益234千円、特別損失160,082千円）。

上記の結果、当事業年度の当期純利益は524,066千円（前年同期は当期純損失171,400千円）となりました。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

① 売上高、売上総利益

当第2四半期累計期間の売上高は、1,306,530千円となり、売上総利益は603,904千円となりました。これは、売上高の構成が、保証サービスからソリューションサービスへ移行していることなどによります。

② 販売費及び一般管理費、営業利益

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、331,965千円となりました。これは、事業の拡大に伴う人員の増加により人件費が増加したものの、代位弁済額の減少により、貸倒引当金繰入額及び保証履行引当金繰入額が減少したことなどによります。

上記の結果、当第2四半期累計期間の営業利益は271,938千円となりました。

③ 営業外損益、経常利益

当第2四半期累計期間の営業外収益は26千円、営業外費用は2,000千円となりました。これは、借入金の返済による支払利息が減少したものの、上場関連費用が生じたことなどによります。

上記の結果、当第2四半期累計期間の経常利益は269,965千円となりました。

④ 特別損益、四半期純利益

当第2四半期累計期間の特別利益及び特別損失の計上はありません。

上記の結果、当第2四半期累計期間の四半期純利益は173,862千円となりました。

(3) 財政状態の分析

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

① 資産の部

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ3.4%増加し、1,461,131千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ9.8%減少し、1,230,943千円となりました。これは、未収入金が209,119千円減少したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べ384.0%増加し、230,188千円となりました。これは、差入保証金が99,244千円増加したことなどによります。

② 負債の部

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ36.4%減少し、1,076,956千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ38.8%減少し、996,525千円となりました。これは、短期借入金が240,000千円、前受収益が214,188千円及び未払金が103,582千円減少したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べ24.1%増加し、80,430千円となりました。これは、関係会社長期借入金が50,000千円減少したものの、資産除去債務が32,986千円、繰延税金負債が6,305千円及び固定負債その他が26,302千円増加したことなどによります。

③ 純資産の部

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ665,671千円増加し、384,175千円となりました。これは、利益剰余金並びに第三者割当増資により資本金及び資本剰余金が増加したことなどによります。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

① 資産の部

当第2四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ9.5%増加し、1,600,662千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ11.9%増加し、1,377,777千円となりました。これは、貸倒引当金が66,718千円増加したものの、立替金が207,156千円増加したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べ3.2%減少し、222,885千円となりました。これは有形固定資産が5,045千円減少したことなどによります。

② 負債の部

当第2四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ3.2%減少し、1,042,748千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ2.8%減少し、968,601千円となりました。これは未払法人税等が80,208千円増加したものの、前受収益が42,554千円減少し、保証履行引当金が27,686千円減少し、流動負債その他が39,542千円減少したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べ7.8%減少し、74,147千円となりました。これは固定負債その他が6,335千円減少したことなどによります。

③ 純資産の部

当第2四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べ45.2%増加し、557,914千円となりました。これは、利益剰余金が173,862千円増加したことなどによります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社の主要な業務委託先であります大和リビング株式会社において、平成26年度に連帯保証人不要制度が導入されたことに伴い、同社が管理する賃貸物件を対象とした当社サービスが、家賃債務保証サービスから審査業務、未入金案内業務及び債権管理支援業務等を一括して提供するソリューションサービスへ移行しております。今後も、賃貸物件への入居のタイミングで、順次、当該移行は進んでいくものと見込まれております。

このような状況のもと、当社は、総合保証サービス会社として、保証サービス及びソリューションサービスの拡販を通じて成長を図っていく方針であります。

保証サービスについては、大和リビング株式会社の管理している物件を対象とした保証委託契約は減少が見込まれるものの、家賃債務保証を取り巻く環境は、保証会社の利用そのものが定着し、保証会社利用割合は増加傾向にあるものと考えております。よって、同社以外の業務委託先が管理する物件を対象とした保証サービスについて、拡販に注力すると共に、大手パートナー企業との協業による家賃保証商品の開発にも力を入れていく方針であります。

また、新たな分野における保証商品である介護施設向けの介護費用保証商品「太陽」及び医療機関向けの医療費用保証商品「虹」の販売を通じて、新たな保証サービスの収益化に取り組んでおります。

なお、販売面において拡販を進める一方で、代位弁済した債権の回収力の安定化により、代位弁済額の圧縮及び求償債権の正常化に継続して取り組んでまいります。

ソリューションサービスについては、上述のとおり、大和リビング株式会社の管理する物件を対象とした保証関連業務の受託サービスは、順調に推移していることから、今後も収益の拡大に貢献するものと考えております。また、保証関連業務の受託サービスを他の管理会社に対して、個別又は一括で提供することで、新たな収益の柱とすべく積極的な営業活動に努めております。また、Doc-onサービスについても、順調に推移しており、引き続き拡販に取り組んで参ります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

家賃債務保証に関しては、保証会社の利用が主流となりつつあり、今後しばらくは、マーケットは拡大するものと判断しておりますが、いずれ成熟化し競争は激しくなっていくものと考えております。そのため、当社としましては、家賃債務保証で培ったノウハウを他の保証商品の開発・販売に生かすことで、現在保証サービスが提供されていない分野において新たな市場を創出する方針のもと、保証商品の開発に力を入れております。

また、審査、督促などの保証サービスで培われた経営資源を、個別に又は一括してソリューションサービスという形で提供し、新たな収益源として、成長させていく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は65,144千円となりました。その主な内訳は、本社移転に伴うオフィスの造作、ネットワーク及び機器並びに什器等16,635千円、システムの開発費用として、家賃債務保証システム14,787千円、医療費用保証システム9,549千円、審査システム4,500千円等であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当第2四半期累計期間において実施いたしました設備投資の総額は6,338千円となりました。その主な内訳は、本社オフィスの内装設備等2,599千円、システムの開発費用として、家賃債務保証システム等の改修3,044千円等であります。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	統括業務施設	38,084	—	10,894	50,048	99,027	66 (26)
大阪オフィス他 6ヶ所	営業及び業務 施設	2,078	7,212	3,492	—	12,782	17 (4)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を（外書）で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年11月4日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	基幹業務システムの 開発	330,000	—	増資資金	平成29年 10月	平成33年 3月	(注) 1
本社 (東京都千代田区)	システム改修	5,000	—	増資資金	平成28年 10月	平成29年 3月	(注) 1
本社 (東京都千代田区)	システム改修	35,000	—	増資資金	平成29年 4月	平成30年 3月	(注) 1
本社 (東京都千代田区)	システム改修	35,000	—	増資資金	平成30年 4月	平成31年 3月	(注) 1
地方オフィスの移 転・開設（大阪府大 阪市等）	オフィスの移転・ 開設	25,500	—	増資資金	平成31年 1月	平成31年 3月	(注) 1
新設	コールセンターの 開設	103,832	—	増資資金	平成29年 11月	平成30年 1月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社は総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,313,861	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	8,313,861	—	—

(注) 1. 平成28年6月22日付で単元株式制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成19年1月24日臨時株主総会に基づく平成19年8月24日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	62(注) 1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,560(注) 1、2	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	89(注) 2、3	—
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成28年9月30日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 89(注) 2 資本組入額 45(注) 2	—
新株予約権の行使の条件	権利確定日（権利行使期間の初日以降）において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会による承認を受けた場合はこの限りではない。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、557.47株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てる。ただし、単元株制度を採用する場合には1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 付与後に実施された第三者割当増資により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転をする場合において、新株予約権を完全親会社に承継させることができる。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の目的となる株式の数に完全親会社株式の割当比率を乗じて決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

次の算式により決定し、1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

$$\text{承継後の行使価額} = \text{承継前の行使価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式に対する完全親会社株式の割当比率}}$$

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（平成21年4月1日から平成28年9月30日まで）の初日と株式交換又は株式移転の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(4) 新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の権利行使の条件ならびに取得事由及び条件

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところと同様とする。

5. 当該新株予約権は平成28年10月1日をもって権利行使期間が満了したため、失効しております。

第3回新株予約権（平成27年9月18日臨時株主総会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	10,995(注)1	10,990(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,099,500(注)1	1,099,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2	250(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月1日 至 平成32年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 256 資本組入額 128	発行価格 256 資本組入額 128
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職など、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3. (6)①記載の資本金等増加限度額から、上記3. (6)①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記表「新株予約権の行使の条件」に従い本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- ② 新株予約権付社債
該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年6月10日 (注) 1	305,000	420,860	51,000	324,000	49,040	110,568
平成23年12月27日 (注) 2	—	420,860	△250,000	74,000	—	110,568
平成23年12月27日 (注) 3	7,352,942	7,773,802	250,000	324,000	—	110,568
平成27年9月24日 (注) 4	540,059	8,313,861	67,507	391,507	67,507	178,076

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 Prestige International(S) Pte Ltd.
発行価格 1株当たり328円 資本組入額 1株当たり167円

2. 資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替え

3. 有償第三者割当

割当先 Prestige International(S) Pte Ltd.
発行価格 1株当たり34円 資本組入額 1株当たり34円

4. 有償第三者割当

割当先 桑原豊、株式会社桑原トラスト、株式会社トリニティジャパン
発行価格 1株当たり250円 資本組入額 1株当たり125円

(5) 【所有者別状況】

平成28年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	1	—	1	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,220	73,207	—	5,710	83,137	161
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	5.08	88.05	—	6.87	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,313,700	83,137	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 161	—	—
発行済株式総数	8,313,861	—	—
総株主の議決権	—	83,137	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成27年9月18日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 61
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社従業員59名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、原則として年1回、期末に配当を行うことを基本方針としており、決定機関は取締役会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第11期事業年度の剰余金の配当につきましては、524,066千円の当期純利益を確保したものの、利益剰余金が△192,244千円であったため、無配としております。なお、当社は内部留保資金につきましては、業容拡大を目的とした中長期的な事業原資として有効に活用していく所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性10名 女性1名(役員のうち女性の比率9%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	執行役員	桑原 豊	昭和33年10月21日	昭和56年4月 平成2年1月 平成11年8月 平成18年3月 平成23年2月 平成25年5月 平成27年4月 平成27年8月 I N A 保険会社(現Chubb損害保険株式会社)入社 チューリッヒ保険会社日本支社入社 営業部長 株式会社エム・ファースト代表取締役 当社設立代表取締役 当社取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長執行役員(現任) 株式会社桑原トラスト代表取締役(現任)	(注)3	571,064
取締役	執行役員	高堂 潔	昭和28年10月8日	昭和51年4月 昭和59年3月 平成11年1月 平成19年4月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年4月 平成25年4月 平成26年4月 平成28年7月 中央物産株式会社入社 三井ホーム株式会社入社 三井ホーム北海道株式会社代表取締役社長 三井ホーム株式会社九州営業副本部長 三井ホーム鹿児島株式会社取締役 九州ツーバイフォー株式会社代表取締役社長 三井ホーム株式会社開発営業本部長 同社東北・北海道営業本部長 三井ホーム北海道株式会社取締役 三井ホーム株式会社東関東営業本部長 茨城中央ホーム株式会社取締役 三井ホームエステート株式会社取締役 同社常務取締役 当社取締役執行役員就任(現任)	(注)3	—
取締役	執行役員財務 経理部長	太田 博之	昭和49年8月3日	平成11年10月 平成18年7月 平成19年12月 平成26年10月 平成27年1月 平成27年4月 中央監査法人(みずほ監査法人に名称 変更後解散)入所 同社マネージャー 株式会社ジークホールディングス 入 社経理部長 当社入社 当社財務経理部長 当社取締役執行役員財務経理部長(現 任)	(注)3	—
取締役	執行役員債 権管理部長	藤森 武	昭和46年8月17日	平成7年4月 平成18年7月 平成19年12月 平成24年8月 平成25年1月 平成27年4月 株式会社武富士(現株式会社日本保 証)入社 同社債権管理部次長 同社債権管理本部第二管理部部长 当社入社 当社債権管理部長 当社取締役執行役員債権管理部長(現 任)	(注)3	—
取締役	執行役員法 務・情報管 理部長	川島 俊忠	昭和49年9月17日	平成9年4月 平成13年2月 平成18年9月 平成19年12月 平成21年10月 平成23年4月 平成24年6月 平成25年4月 平成27年1月 平成27年4月 平成27年10月 平成28年4月 アート印刷株式会社入社 デルコンピュータ株式会社(現デル株 式会社)入社 株式会社ダイレクト・リンク入社 当社取締役管理部長 当社入社 当社経営企画室長 当社管理部長兼債権管理部長 当社管理部長 当社人事総務部長 当社取締役執行役員人事総務部長 当社取締役執行役員人事部長 当社取締役執行役員法務・情報管理部 長(現任)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	玉上 進一	昭和30年11月26日	昭和51年4月 昭和61年10月 平成元年2月 平成7年6月 平成19年10月 平成22年2月 平成22年7月 平成25年5月 平成26年4月 平成27年4月 光伸株式会社入社 株式会社プレステージ・インターナショナル入社 同社代表取締役副社長 同社代表取締役 同社代表取締役兼代表執行役員 当社取締役 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役 当社代表取締役 株式会社プレステージ・インターナショナル代表取締役兼社長執行役員海外事業本部長（現任） 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	—	山中 正竹	昭和22年4月24日	昭和45年4月 平成11年4月 平成15年4月 平成22年4月 平成27年6月 平成27年10月 住友金属工業株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社 法政大学工学部教授 株式会社横浜ベイスターズ取締役 法政大学特任教授 一般社団法人全日本野球協会理事（現任） 当社取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	—	佐藤 智之	昭和29年4月21日	昭和53年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年6月 平成21年6月 平成26年10月 八千代証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）本店営業部長 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）執行役員本店営業部長 同社執行役員 国際投信投資顧問株式会社（現三菱UFJ国際投信株式会社）常勤監査役 同社常勤顧問 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
常勤監査役	—	竹内 祐博	昭和41年11月4日	平成元年4月 平成13年4月 平成18年4月 平成18年8月 平成23年6月 平成25年11月 平成26年10月 平成27年4月 平成27年10月 三協アルミニウム工業株式会社（現三協立山株式会社）入社 A I U保険会社日本支社（現A I U損害保険株式会社）入社 当社入社 市場開発部長 当社営業部長 当社営業本部長 当社営業部長 当社新事業創造室長 当社新事業創造部長 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	吉田 範夫	昭和38年3月24日	昭和60年4月 昭和62年1月 平成3年4月 平成6年10月 平成10年4月 平成16年7月 平成18年7月 平成21年6月 平成24年5月 株式会社インペリアルエアーサービス入社 日本ハウジング株式会社入社 Prestige International (S) Pte Ltd. 入社 Prestige International (HKG) LIMITED 転籍 株式会社プレステージ・インターナショナル 転籍 同社人事総務部長 同社人事部長 同社常勤監査役（現任） 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	坂田 美穂子 (弁護士職務上の氏名：大澤 美穂子)	昭和50年10月8日	平成17年10月 平成23年4月 平成24年12月 平成27年10月 第二東京弁護士会に弁護士登録 クレオール日比谷法律事務所入所 中央大学法学部兼任講師就任 クラス銀座法律事務所代表（現任） 防衛省再就職等監察官就任（現任） 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計						571,064

- (注) 1. 取締役 山中正竹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年6月22日の定時株主総会より選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成28年6月22日の定時株主総会より選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「お客様にどれだけ必要とさせていただけるか。」「お客様にどれだけ安心していただけるか。」「お客様にどれだけ喜んでいただけるか。」を経営姿勢とし、事業拡大を図っていく中で、「コンプライアンスの維持と株主の利益を最大化すること」を重視し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

a 会社の機関の内容

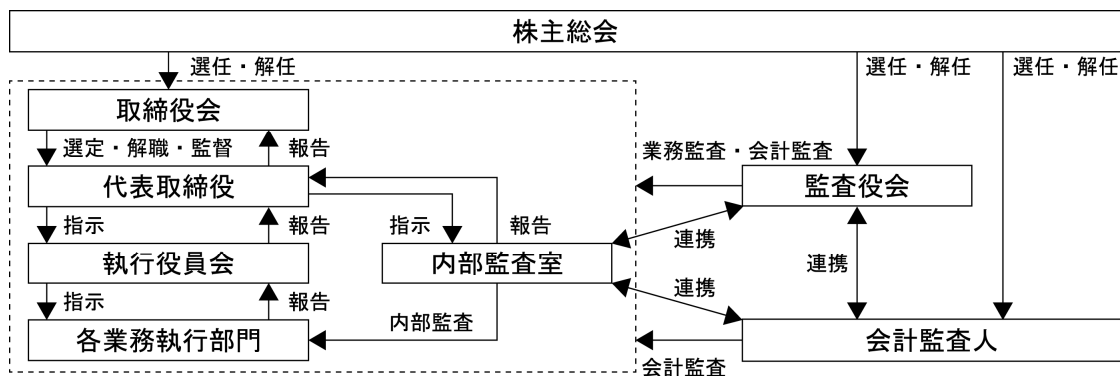
当社は、会社の機関として会社法に規定する取締役会を採用しております。取締役会は、代表取締役の業務執行の監督及び監視を行っております。また、当社は監査役会を設置しており、取締役会の業務執行の監督について監査を行う体制を執っております。

当社の取締役会は、現在7名（うち1名は社外取締役）で構成されており、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関とし、経営環境の変化に即応するため毎月定例で開催しております。この他に、緊急を要する場合には、その都度臨時取締役会を招集し、付議すべき議案について機動的に審議しております。

当社の監査役会は4名（うち2名は社外監査役）で構成されており、常勤監査役は2名であります。経営の適法性・効率性について総合的にチェックする機関として月1回以上定期的に開催されており、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス等の観点から、取締役の業務執行を監視監督しております。各監査役は、毎回の取締役会にて議案の審議、決裁の詳細を傍聴し、必要に応じ意見を述べております。

なお、代表取締役及び各取締役の業務執行を補佐することで、経営環境の変化に柔軟に対応し、業務執行の円滑化を図ることを目的として、執行役員制度を採用しております。

会社の模式図は次のとおりであります。



b 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

行動規範に基づきコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等を遵守することを徹底するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスク及びコンプライアンス全般に関する事項について評価・検討を行うことにより、内部統制の構築及び維持向上を図るものとする。併せて、代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告するものとする。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、総務部を主管部署として、適切に保存及び管理するものとする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、当社の損失の最小化を図る体制を構築・運用するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスクを評価するとともに、リスクの回避及び軽減策等のリスク管理体制の評価を実施するものとする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めるものとする。また、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

(e) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の行動規範のみならず、親会社であるプレステージ・インターナショナルグループの行動規範に準拠するものとする。また、当社が、将来子会社等を設置する場合には、当該子会社を含めたグループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、必要な管理規程を制定し、必要な体制を整備するものとする。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定するものとする。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとする。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

(i) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとする。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、また金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価し、必要な是正を行っていくものとする。

(k) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

イ 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対策規程」を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。

ロ 反社会的勢力による不当な要求に対しては総務部を対応部署とし、社内外の関係部署と情報の収集及び情報の共有を図り対処を行うものとする。

c 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部統制上、内部監査機能は特に重要な機能であると認識しております。内部監査を行う部門としましては代表取締役の指示のもと、内部監査室がその任にあたり、専任である2名が年間計画に基づき、各部署の監査を実施しております。監査結果は、直接代表取締役に文書で報告されております。被監査部署に対しては、代表取締役名での改善指示書を発し、その後遅滞なく改善状況回答書を提出させることにより、内部統制システムを充実させ、内部監査の実効性を確保しております。

また、常勤監査役は、取締役会及び重要な社内の会議に出席するほか、取締役等から直接業務執行について聴取し、営業報告、重要な決議資料及び会計資料の閲覧などを適宜行っております。

このほか、監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に協議を行い、監査内容について意見交換を行っており、それぞれの相互連携が図られております。

d 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は稲垣正人、安藝眞博であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他11名であります。

e 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在、当社は社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役及び社外監査役は、監督機能の強化又は監査役の監査機能強化のため、当社にとって重要な位置づけであると考えております。社外取締役は、議決権を有する取締役の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めております。また、社外監査役による取締役会での発言は経営の客観性、適正な取締役会の運営に貢献しております。

社外取締役山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及びさまざまな業務経験による幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役佐藤智之氏は、証券業界における長期の職務経験並びに監査役としての豊富な経験を有しており、客観的立場から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役坂田美穂子氏は、弁護士として法務に関する専門的かつ広範な知識及び豊富な経験を有しており、専門的見地から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にした上で、豊富な知識や経験を持ち、公正な立場で取締役に対する監督機能及び牽制機能を十分に発揮できる者を起用しております。

また、社外取締役及び社外監査役は、常勤監査役及び内部監査室と定期的に協議を行い、必要に応じて意見交換を実施するほか、常勤監査役及び内部監査室と会計監査人の協議の結果等についての報告を受けることで会計監査、内部統制並びに内部監査との相互連携を図っております。

② リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理を経営上の極めて重要な活動と認識し、企業価値及び信頼性の向上を目的として、事業活動に伴う各種のリスクに適切に対応し、コンプライアンス体制を維持するための組織として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

また、当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者に該当し、取得した個人情報の漏洩等は当社の信用低下に直結することから、個人情報保護管理者をおき、個人情報管理に関するセキュリティ対策を講ずるとともに、全従業員を対象とした研修を実施し、個人情報の適正管理に努めております。

③ 役員報酬の内容

a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	48,252	48,252	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	3,480	3,480	—	—	—	1
社外取締役	900	900	—	—	—	1
社外監査役	6,780	6,780	—	—	—	2

(注) 対象となる役員の員数には、無報酬の役員を含めておりません。

b 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会でそれぞれ報酬総額の決議を得ております。報酬総額の範囲内で、取締役については、各取締役の職務執行状況等を勘案し報酬額を決定し、監査役については監査役会で決定しております。

取締役の報酬限度額は、平成27年9月18日開催の臨時株主総会において年額120百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議されております。監査役の報酬限度額は、平成27年9月18日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。

④ 株式の保有状況

a 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 銘柄数：1銘柄

(b) 貸借対照表計上額の合計額：1,268千円

b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(最近事業年度の前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ANAホールディングス株式会社	4,000	1,287	株主優待目的

(最近事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ANAホールディングス株式会社	4,000	1,268	株主優待目的

- c 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑤ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a 剰余金の配当

当社は、会社法第459条1項各号に定める事項（剰余金の配当等）については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨定款に定めております。これらは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

b 取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

c 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に実行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）ならびに監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、山中正竹氏、坂田美穂子氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも法令に規定される最低責任限度額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
7,000	400	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、合意された手続業務についての対価であります。

最近事業年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、監査日数等を勘案し監査役会の同意のうえ決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)及び当事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門情報誌の確認及び会計・税務に関連するセミナーへ定期的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	515,837	681,641
売掛金	75,184	113,467
立替金	407,317	495,397
前払費用	325,611	255,774
繰延税金資産	—	24,470
その他	210,830	1,710
貸倒引当金	△169,760	△341,517
流動資産合計	1,365,021	1,230,943
固定資産		
有形固定資産		
建物	639	45,910
減価償却累計額	△9	△5,747
建物（純額）	630	40,163
車両運搬具	14,928	14,928
減価償却累計額	△3,862	△7,716
車両運搬具（純額）	11,066	7,212
工具、器具及び備品	9,269	21,741
減価償却累計額	△4,984	△7,354
工具、器具及び備品（純額）	4,284	14,386
有形固定資産合計	15,981	61,761
無形固定資産		
商標権	27	—
ソフトウェア	16,873	50,048
無形固定資産合計	16,901	50,048
投資その他の資産		
投資有価証券	1,287	1,268
長期前払費用	5,737	10,216
差入保証金	7,648	106,893
投資その他の資産合計	14,673	118,377
固定資産合計	47,556	230,188
資産合計	1,412,578	1,461,131

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	86,670	1,874
短期借入金	※1 240,000	—
未払金	234,934	131,352
未払費用	1,547	2,030
未払法人税等	22,208	25,983
前受金	888	643
預り金	2,088	3,589
前受収益	885,119	670,930
賞与引当金	26,298	37,583
解約返戻引当金	2,326	—
保証履行引当金	127,098	122,502
その他	59	34
流動負債合計	1,629,239	996,525
固定負債		
関係会社長期借入金	50,000	—
資産除去債務	—	32,986
繰延税金負債	117	6,423
その他	14,718	41,020
固定負債合計	64,835	80,430
負債合計	1,694,075	1,076,956
純資産の部		
株主資本		
資本金	324,000	391,507
資本剰余金		
資本準備金	110,568	178,076
資本剰余金合計	110,568	178,076
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△716,311	△192,244
利益剰余金合計	△716,311	△192,244
株主資本合計	△281,742	377,338
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	246	239
評価・換算差額等合計	246	239
新株予約権	—	6,597
純資産合計	△281,496	384,175
負債純資産合計	1,412,578	1,461,131

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	698,472
売掛金	104,581
立替金	702,553
前払費用	252,856
その他	27,549
貸倒引当金	△408,235
流動資産合計	1,377,777
固定資産	
有形固定資産	56,716
無形固定資産	47,331
投資その他の資産	118,838
固定資産合計	222,885
資産合計	1,600,662
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,163
未払法人税等	106,191
前受収益	628,375
賞与引当金	39,945
保証履行引当金	94,816
その他	98,108
流動負債合計	968,601
固定負債	
資産除去債務	33,039
その他	41,108
固定負債合計	74,147
負債合計	1,042,748
純資産の部	
株主資本	
資本金	391,507
資本剰余金	178,076
利益剰余金	△18,382
株主資本合計	551,200
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	119
評価・換算差額等合計	119
新株予約権	6,594
純資産合計	557,914
負債純資産合計	1,600,662

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	2,845,934	2,650,728
売上原価	2,209,381	1,405,304
売上総利益	636,552	1,245,423
販売費及び一般管理費	※2 618,217	※2 703,547
営業利益	18,335	541,876
営業外収益		
受取利息	74	91
受取配当金	12	16
雑収入	31	27
営業外収益合計	118	135
営業外費用		
支払利息	※1 3,152	※1 1,010
固定資産除却損	1,477	0
営業外費用合計	4,629	1,010
経常利益	13,823	541,001
特別利益		
固定資産売却益	※3 234	—
特別利益合計	234	—
特別損失		
固定資産売却損	※4 82	—
違約金	※5 160,000	—
特別損失合計	160,082	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△146,024	541,001
法人税、住民税及び事業税	25,376	35,086
法人税等調整額	—	△18,152
法人税等合計	25,376	16,934
当期純利益又は当期純損失(△)	△171,400	524,066

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		234,305	10.6	302,827	21.5
II 経費	※1	1,975,075	89.4	1,102,476	78.5
売上原価合計		2,209,381	100.0	1,405,304	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託手数料	1,112,839	720,996
再保証料	612,311	1,903

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	1,306,530
売上原価	702,626
売上総利益	603,904
販売費及び一般管理費	※1 331,965
営業利益	271,938
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	20
雑収入	3
営業外収益合計	26
営業外費用	
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	2,000
経常利益	269,965
税引前四半期純利益	269,965
法人税、住民税及び事業税	97,328
法人税等調整額	△1,224
法人税等合計	96,103
四半期純利益	173,862

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	324,000	110,568	110,568	△127,218	△127,218	307,350
会計方針の変更による 累積的影響額				△417,693	△417,693	△417,693
会計方針の変更を 反映した当期首残高	324,000	110,568	110,568	△544,911	△544,911	△110,342
当期変動額						
当期純損失(△)				△171,400	△171,400	△171,400
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	△171,400	△171,400	△171,400
当期末残高	324,000	110,568	110,568	△716,311	△716,311	△281,742

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△30	△30	307,319
会計方針の変更による 累積的影響額			△417,693
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△30	△30	△110,373
当期変動額			
当期純損失(△)			△171,400
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	277	277	277
当期変動額合計	277	277	△171,123
当期末残高	246	246	△281,496

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	324,000	110,568	110,568	△716,311	△716,311	△281,742
当期変動額						
新株の発行	67,507	67,507	67,507			135,014
当期純利益				524,066	524,066	524,066
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	67,507	67,507	67,507	524,066	524,066	659,081
当期末残高	391,507	178,076	178,076	△192,244	△192,244	377,338

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	246	246	—	△281,496
当期変動額				
新株の発行				135,014
当期純利益				524,066
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△6	△6	6,597	6,590
当期変動額合計	△6	△6	6,597	665,671
当期末残高	239	239	6,597	384,175

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△146,024	541,001
減価償却費	9,096	19,151
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	169,760	171,756
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,557	11,285
解約返戻引当金の増減額 (△は減少)	△24,852	△2,326
保証履行引当金の増減額 (△は減少)	127,098	△4,595
受取利息及び受取配当金	△86	△107
支払利息	3,152	1,010
固定資産売却損益 (△は益)	△151	—
固定資産除却損	1,477	0
売上債権の増減額 (△は増加)	△61,016	△38,282
前払費用の増減額 (△は増加)	316,766	65,358
未収入金の増減額 (△は増加)	△209,379	208,658
立替金の増減額 (△は増加)	136,102	△88,079
仕入債務の増減額 (△は減少)	73,868	△84,795
未払金の増減額 (△は減少)	189,045	△92,046
前受収益の増減額 (△は減少)	△180,578	△207,539
その他	2,266	1,084
小計	409,102	501,534
利息及び配当金の受取額	86	107
利息の支払額	△3,152	△1,010
法人税等の支払額	△18,530	△31,423
営業活動によるキャッシュ・フロー	387,506	469,208
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△22,960	△56,207
有形及び無形固定資産の売却による収入	64	453
差入保証金の差入による支出	△5,412	△101,596
差入保証金の回収による収入	465	2,329
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,842	△155,020
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	530,000	—
長期借入金の返済による支出	△770,000	△290,000
株式の発行による収入	—	135,014
新株予約権の発行による収入	—	6,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△240,000	△148,385
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	119,663	165,803
現金及び現金同等物の期首残高	396,174	515,837
現金及び現金同等物の期末残高	※1 515,837	※1 681,641

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	269,965
減価償却費	14,101
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	66,718
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,361
保証履行引当金の増減額 (△は減少)	△27,686
受取利息及び受取配当金	△23
売上債権の増減額 (△は増加)	8,885
前払費用の増減額 (△は増加)	2,284
未収入金の増減額 (△は増加)	208
立替金の増減額 (△は増加)	△207,156
仕入債務の増減額 (△は減少)	△711
未払金の増減額 (△は減少)	△26,461
前受収益の増減額 (△は減少)	△42,153
その他	7,104
小計	67,438
利息及び配当金の受取額	23
法人税等の支払額	△23,043
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,419
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形及び無形固定資産の取得による支出	△27,587
差入保証金の差入による支出	△175
差入保証金の回収による収入	175
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,588
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	16,831
現金及び現金同等物の期首残高	681,641
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 698,472

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 解約返戻引当金

貸借人への将来の解約返戻に備えるため、発生見込み金額に基づき計上しております。

(4) 保証履行引当金

家賃保証の保証履行による損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、必要と見込まれる金額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 保証履行引当金

家賃保証の保証履行による損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

保証事業における収益とこれに対応する費用については、契約期間にわたって計上する方法によっております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成28年3月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

家賃保証事業における収益とこれに対応する費用については、従来、契約の締結及び更新時において一括計上する方法によっておりましたが、平成27年4月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より契約期間にわたって計上する方法に変更しております。

この変更は、家賃保証事業の拡大に伴い、日本公認会計士協会 会計制度委員会研究報告第13号「わが国の収益認識に関する研究報告(中間報告)」を参考として、収益認識基準を再検討した結果、上記の費用収益認識の方法が、経営成績及び財政状態をより適切に表示すると判断したことによるもので、翌事業年度期首に関連するシステム及び業務管理体制が整ったことを契機としております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、前払費用、長期前払費用、前受収益及び固定負債のその他がそれぞれ、314,059千円、5,648千円、885,119千円、13,680千円増加し、売掛金、買掛金、未払費用及び利益剰余金がそれぞれ、144,023千円、76,772千円、29,525千円、616,818千円減少しております。

当事業年度の損益計算書は、売上高、売上原価がそれぞれ、383,254千円、582,379千円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益が199,125千円減少し、税引前当期純損失及び当期純損失が同額増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は417,693千円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

家賃保証事業における収益とこれに対応する費用については、従来、契約の締結及び更新時において一括計上する方法によっておりましたが、当事業年度より契約期間にわたって計上する方法に変更しております。

この変更は、家賃保証事業の拡大に伴い、日本公認会計士協会 会計制度委員会研究報告第13号「わが国の収益認識に関する研究報告(中間報告)」を参考として、収益認識基準を再検討した結果、上記の費用収益認識の方法が、経営成績及び財政状態をより適切に表示すると判断したことによるもので、当事業年度期首に関連するシステム及び業務管理体制が整ったことを契機としております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、前払費用、長期前払費用、前受収益及び固定負債のその他がそれぞれ、314,059千円、5,648千円、885,119千円、13,680千円増加し、売掛金、買掛金、未払費用及び利益剰余金がそれぞれ、144,023千円、76,772千円、29,525千円、616,818千円減少しております。

前事業年度の損益計算書は、売上高、売上原価がそれぞれ、383,254千円、582,379千円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益が199,125千円減少し、税引前当期純損失及び当期純損失が同額増加しております。

前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は417,693千円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成28年3月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(貸借対照表関係)

平成27年4月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、「流動資産」に独立掲記しておりました「未収入金」は、重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。

平成27年4月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「差入保証金」は、重要性が高まったため、独立掲記しております。

これらの表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」210,830千円は、「その他」210,830千円とし、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた7,648千円は、「差入保証金」7,648千円として組み替えております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「未収入金」は、重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「差入保証金」は、重要性が高まったため、当事業年度において独立掲記しております。

これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」210,830千円は、「その他」210,830千円とし、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた7,648千円は、「差入保証金」7,648千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	240,000千円	—千円

2 偶発債務

保証債務

家賃保証に係る保証極度相当額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
保証極度相当額	331,364,867千円	290,842,484千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行数行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	1,000,000千円	1,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対する営業外費用は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
支払利息	3,152 千円	1,010 千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料及び賞与	113,696 千円	177,338 千円
賞与引当金繰入額	13,981 "	20,598 "
減価償却費	3,009 "	7,544 "
貸倒引当金繰入額	169,760 "	171,756 "
保証履行引当金繰入額	127,098 "	△4,595 "
おおよその割合		
販売費	18%	23%
一般管理費	82 "	77 "

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
車両運搬具	234 千円	— 千円
計	234 千円	— 千円

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
車両運搬具	82 千円	— 千円
計	82 千円	— 千円

※5 違約金

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

再保証契約について、平成27年3月31日をもって解約したことにより発生した違約金であります。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,773,802	—	—	7,773,802

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成19年ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,773,802	540,059	—	8,313,861

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 540,059株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成19年ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
平成27年ストックオプションとしての新株予約権(有償)	—	—	—	—	—	6,597
合計		—	—	—	—	6,597

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金	515,837 千円	681,641 千円
現金及び現金同等物	515,837 千円	681,641 千円

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	— 千円	32,986 千円

(リース取引関係)

前事業年度(平成27年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金の大部分は自己資金で賄われておりますが、必要に応じて、金融機関からの借入れにより資金調達を行う方針であります。また、資金運用については、基本的には短期的な預金等により、投融資を行う場合には経理規程に基づき適切な承認を得たのち、実行することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であり、支払期日に支払いを実行できないリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金については、販売管理規程に従い、取引先毎に取引開始時における与信調査、期日管理及び残高管理を継続的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

立替金については、保証審査規程を整備し、保証契約締結時に審査部門において審査を行っております。また、発生した立替金については、債権管理規程に従い、早期回収を図ると共に法的手続きによる信用コストの抑制に努めております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、四半期毎に時価を把握するとともに、市況等を勘案し、必要に応じて保有状況の見直しを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	515,837	515,837	—
(2) 売掛金	75,184	75,184	—
(3) 立替金	407,317		
貸倒引当金 ^(※1)	△169,760		
	237,556	237,556	—
(4) 未収入金	210,830	210,830	—
(5) 投資有価証券	1,287	1,287	—
資産計	1,040,697	1,040,697	—
(1) 買掛金	86,670	86,670	—
(2) 未払金	234,934	234,934	—
(3) 関係会社長期借入金 ^(※2)	290,000	290,127	127
負債計	611,605	611,733	127

(※1) 立替金に対する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定分を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 立替金、並びに(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

負 債

(1) 買掛金、及び(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

保証債務契約については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	515,837	—	—	—
売掛金	75,184	—	—	—
立替金	407,317	—	—	—
未収入金	210,830	—	—	—
合計	1,209,170	—	—	—

(注4) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
関係会社長期借入金	240,000	50,000	—	—	—	—
合計	240,000	50,000	—	—	—	—

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金は自己資金で賄われておりますが、必要に応じて、金融機関からの借入れにより資金調達を行う方針であります。また、資金運用については、基本的には短期的な預金等により、投融資を行う場合には経理規程に基づき適切な承認を得たのち、実行することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であり、支払期日に支払いを実行できないリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金については、販売管理規程に従い、取引先毎に取引開始時における与信調査、期日管理及び残高管理を継続的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

立替金については、保証審査規程を整備し、保証契約締結時に審査部門において審査を行っております。また、発生した立替金については、債権管理規程に従い、早期回収を図ると共に法的手続きによる信用コストの抑制に努めております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、四半期毎に時価を把握するとともに、市況等を勘案し、必要に応じて保有状況の見直しを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	681,641	681,641	—
(2) 売掛金	113,467	113,467	—
(3) 立替金	495,397		
貸倒引当金 ^(※)	△341,517		
	153,879	153,879	—
(4) 投資有価証券	1,268	1,268	—
資産計	950,256	950,256	—
(1) 買掛金	1,874	1,874	—
(2) 未払金	131,352	131,352	—
負債計	133,227	133,227	—

(※) 立替金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記「有価証券関係」を参照ください。

負 債

(1) 買掛金、及び(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

保証債務契約については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	681,641	—	—	—
売掛金	113,467	—	—	—
立替金	495,397	—	—	—
合計	1,290,505	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	1,287	922	364
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	1,287	922	364

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	1,268	922	345
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	1,268	922	345

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成27年10月より、確定拠出年金制度を採用しております。

2 退職給付費用に関する事項

当社の確定拠出年金への要拠出額は、5,376千円でありました。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

- 1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
- 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成19年3月20日	平成19年8月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 6	当社取締役 3 当社従業員 8
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 86	普通株式 114
付与日	平成19年4月1日	平成19年9月10日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者が権利行使時まで、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。但し、取締役会による承認を受け、かつ、書面による承諾を得た場合はこの限りではない。	新株予約権の割当を受けた者が権利行使時まで、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。但し、取締役会による承認を受けた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成19年4月1日～平成21年3月31日	平成19年9月10日～平成21年3月31日
権利行使期間	平成21年4月1日～平成26年9月30日	平成21年4月1日～平成28年9月30日

(注) 付与後に実施された第三者割当増資による調整前の株式数で記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成19年3月20日	平成19年8月24日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	37,904	52,956
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	37,904	11,149
未行使残	—	41,807

(注) 付与後に実施された第三者割当増資を考慮した上で記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成19年3月20日	平成19年8月24日
権利行使価格(円)	89	89
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注)付与後に実施された第三者割当増資を考慮した上で記載しております。

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額
雑収入 3 千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年8月24日	平成27年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 8	当社取締役 4 当社従業員 61
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 114	普通株式 1,100,000
付与日	平成19年9月10日	平成27年9月30日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者が権利行使時まで、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。但し、取締役会による承認を受けた場合はこの限りではない。	新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職など、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成19年9月10日～平成21年3月31日	—
権利行使期間	平成21年4月1日～平成28年9月30日	平成27年10月1日～平成32年9月30日

(注)第2回新株予約権については、付与後に実施された第三者割当増資による調整前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年8月24日	平成27年9月18日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	1,100,000
失効	—	—
権利確定	—	1,100,000
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	41,807	—
権利確定	—	1,100,000
権利行使	—	—
失効	7,247	500
未行使残	34,560	1,099,500

(注) 第2回新株予約権については、付与後に実施された第三者割当増資を考慮した上で記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年8月24日	平成27年9月18日
権利行使価格(円)	89	250
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	6

(注) 第2回新株予約権については、付与後に実施された第三者割当増資を考慮した上で記載しております。

4 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	51.45%
予想残存期間	(注) 2	5年
予想配当	(注) 3	—円/株
無リスク利率	(注) 4	0.062%

(注) 1. 満期までの期間（5年間）に応じた評価時点の直近の期間の株価実績に基づき算定しました。

2. 権利行使期間の満了日までとしております。

3. 直近の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成27年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受収益	292,974千円
貸倒引当金	56,190 "
売掛金	47,671 "
保証履行引当金	42,069 "
賞与引当金	8,704 "
繰越欠損金	7,603 "
その他	9,301 "
繰延税金資産小計	464,515千円
評価性引当額	△333,323 "
繰延税金資産合計	131,191千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△117千円
前払費用	△103,953 "
買掛金	△25,411 "
その他	△1,826 "
繰延税金負債合計	△131,309千円
繰延税金負債純額	△117千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この変更による影響額は軽微であります。

当事業年度(平成28年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受収益	7,119千円
貸倒引当金	105,392 "
保証履行引当金	37,804 "
賞与引当金	11,598 "
資産除去債務	10,100 "
その他	15,557 "
繰延税金資産小計	187,573千円
評価性引当額	△157,068 "
繰延税金資産合計	30,504千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△105千円
前払費用	△3,250 "
資産除去債務に対応する除去費用	△9,101 "
繰延税金負債合計	△12,457千円
繰延税金資産純額	18,046千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の減少	△30.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2%
法人税額特別控除	△0.4%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.1%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この変更による影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成28年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.319%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	—	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	32,934	〃
時の経過による調整額	52	〃
期末残高	32,986	千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社の事業は、総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社の事業は、総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保証サービス	ソリューションサービス	合計
外部顧客への売上高	2,551,829	294,104	2,845,934

(家賃保証事業における収益及び対応する費用についての処理方法の変更)

「会計方針の変更」に記載のとおり、家賃保証事業における収益とこれに対応する費用については、従来、契約の締結及び更新時において一括計上する方法によっておりましたが、平成27年4月1日に開始する事業年度より契約期間にわたって計上する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度については遡及適用後の関連情報になっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、当事業年度の「保証サービス」における外部顧客への売上高が383,254千円増加しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウスフィナンシャル株式会社	288,372	総合保証サービス事業

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保証サービス	ソリューションサービス	合計
外部顧客への売上高	1,815,685	835,042	2,650,728

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウスフィナンシャル株式会社	814,938	総合保証サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Prestige International (S) Pte Ltd.	シンガポール	9,050,000 シンガポール ドル	インシュアランスBPO事業	(被所有) 直接99.5	役員の兼務 資金の借入	資金の借入 (注)	530,000	短期借入金 長期借入金	240,000 50,000
							資金の返済 (注)	770,000		
							金利の支払 (注)	3,152		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は27回の分割返済としております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社プレステージ・インターナショナル(東京証券取引所に上場)

Prestige International (S) Pte Ltd. (非上場)

(2) 重要な関連会社情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)プレステージ・インターナショナル	東京都千代田区	1,294,602 千円	ロードアシスト事業 プロパティアシスト事業 インシュアランスBPO事業 ワランティ事業 ITソリューション事業 カスタマーサポート事業 派遣・その他事業	(被所有) 間接88.1	役員の兼務 業務の委託	固定資産の譲受(注)1	28,297	未払金	17,308
親会社	Prestige International (S) Pte Ltd.	シンガポール	9,050,000 シンガポール ドル	インシュアランスBPO事業	(被所有) 直接88.1	役員の兼務 資金の借入	借入の返済	290,000	—	—
							金利の支払 (注)2	1,010	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 固定資産の譲受については、親会社が所有していたオフィス設備及びシステムを譲り受けたものであり、親会社の帳簿価額に基づき協議のもと決定しております。

2. 金利の支払については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	桑原 豊	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 6.9	当社代表 取締役	増資の引受 (注)1、2	37,500	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)桑原トラスト(注)3	東京都千代田区	1,000	資産管理	(被所有) 直接 3.0	役員の兼任	増資の引受 (注)1、2	62,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社が行った第三者割当を引き受けたものであります。

2. 増資の引受につきましては、第三者の算定した評価額に基づき決定しております。

3. 当社代表取締役桑原豊及びその近親者が発行済全株式を直接保有しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社プレステージ・インターナショナル(東京証券取引所に上場)

Prestige International(S) Pte Ltd. (非上場)

(2) 重要な関連会社情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	△36.21円	45.42円
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	△22.05円	65.07円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、前事業年度については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度より家賃保証事業における収益とこれに対応する費用の計上方法を変更しております。前事業年度については、遡及適用後の数値となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産額は79.35円減少し、1株当たり当期純損失は25.61円増加しております。
3. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△171,400	524,066
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△171,400	524,066
普通株式の期中平均株式数(株)	7,773,802	8,054,160
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 (新株予約権の数75個) なお、これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第2回新株予約権 (新株予約権の数62個) 第3回新株予約権 (新株予約権の数10,995個) なお、これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

【注記事項】

(会計方針の変更)

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

この結果、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ96千円増加しております。

(追加情報)

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

保証債務

家賃保証に係る保証極度相当額は次のとおりであります。

	当第2四半期会計期間 (平成28年9月30日)
保証極度相当額	273,614,061千円

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給料及び賞与	89,787千円
賞与引当金繰入額	22,065千円
貸倒引当金繰入額	66,718千円
保証履行引当金繰入額	△27,686千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	698,472千円
現金及び現金同等物	698,472千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当社の事業は、総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	20円91銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	173,862
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	173,862
普通株式の期中平均株式数(株)	8,313,861
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

⑤ 【附属明細表】（平成28年3月31日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産総額の1%以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	639	45,270	—	45,910	5,747	5,738	40,163
車両運搬具	14,928	—	—	14,928	7,716	3,854	7,212
工具、器具及び備品	9,269	14,034	1,562	21,741	7,354	3,933	14,386
有形固定資産計	24,837	59,305	1,562	82,580	20,818	13,526	61,761
無形固定資産							
商標権	300	—	300	—	—	27	—
ソフトウェア	21,941	38,773	—	60,714	10,666	5,597	50,048
無形固定資産計	22,241	38,773	300	60,714	10,666	5,625	50,048
長期前払費用	5,737	10,349	5,870	10,216	—	—	10,216

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容	金額(千円)
建物	本社オフィスの造作等	43,326
工具、器具及び備品	ネットワーク及び機器	7,771
	オフィス什器備品	5,526
ソフトウェア	家賃債務保証用システム	14,787
	医療費用保証用システム	9,549
	審査システム	4,500

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	169,760	171,756	—	—	341,517
賞与引当金	26,298	37,583	26,298	—	37,583
解約返戻引当金	2,326	—	813	1,513	—
保証履行引当金	127,098	—	—	4,595	122,502

- (注) 1. 解約返戻引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、戻入によるものであります。
 2. 保証履行引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成28年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	681,641
預金計	681,641
合計	681,641

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大和ハウスフィナンシャル株式会社	106,941
大和リビング株式会社	2,101
株式会社プレステージ・インターナショナル	213
三井住友海上火災保険株式会社	141
住友林業レジデンシャル株式会社	118
その他	3,950
合計	113,467

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
75,184	2,727,836	2,689,554	113,467	96.0	12.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 立替金

債務保証の履行により生ずる求償債権493,528千円等であります。

④ 前払費用

内容	金額(千円)
前払業務委託手数料	238,756
その他	17,017
合計	255,774

⑤ 差入保証金

内容	金額(千円)
本社及び地方オフィス賃借敷金、保証金	105,582
従業員社宅等賃借敷金、保証金	1,204
その他	106
合計	106,893

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
大和リビング株式会社	1,017
三井ホームエステート株式会社	339
株式会社トラステージ	95
フジ・アメニティサービス株式会社	41
ジェイエイハウスサービス株式会社	33
その他	347
合計	1,874

⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社プレステージ・インターナショナル	28,229
麴町税務署	22,583
住友不動産株式会社	7,713
千代田年金事務所	7,122
株式会社三菱総合研究所	4,860
その他	60,842
合計	131,352

⑧ 前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、契約期間に基づき1年以内に売上高に計上される見込みのもの670,930千円であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.entrust-inc.jp
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年12月1日	EFS European Financial Services AG Director Philippe Meyer	Kaspar Fenner Strasse 6 CH-8700 Kusnacht, Zurich, Switzerland	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	株式会社トリニティジャパン 代表取締役 青島 正章	東京都港区 虎ノ門5-11-2	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	20,991	839,640 (40)	移動前所有者の売却意向による
平成27年9月30日	Prestige International (S) Pte Ltd. Director Lwin Htut Khaung	583 Orchard Road, #09-03Forum Singapore	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	桑原 豊	東京都足立区	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名)	415,594	103,898,500 (250)	経営への高いコミットメント確保のため

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行年月日	平成27年9月24日	平成27年9月30日
種類	普通株式	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	540,059株	普通株式 1,100,000株
発行価格	250円 (注)4	1株につき256円 (注)5
資本組入額	125円	128円
発行価額の総額	135,014,750円	281,600,000円
資本組入額の総額	67,507,375円	140,800,000円
発行方法	有償第三者割当	平成27年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年3月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 安定株主を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を参酌して決定した行使価格に、モンテカルロ・シミュレーション方式により算定された権利価格を加算して決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき250円
行使期間	平成27年10月1日から 平成32年9月30日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注)退職等により従業員2名1,000株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株 式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
株式会社桑原トラ スト 代表取締役社長 桑原 豊 資本金 1百万円	東京都足立区竹ノ塚一 丁目14番7号	資産管理	250,000	62,500,000 (250)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役 社長が議決権の50% 超を保有する会社)
桑原 豊	東京都足立区	会社役員	150,000	37,500,000 (250)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役 社長) (大株主上位10名)
株式会社トリニテ イジヤパン 代表取締役社長 青島 正章 資本金 95百万円	東京都港区虎ノ門五丁 目11番2号	リスク・ヘッジ の手配支援業務 他	140,059	35,014,750 (250)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

第3回新株予約権 (ストック・オプション)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
桑原 豊	東京都足立区	会社役員	902,300	230,988,800 (256)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役 社長)
藤森 武	埼玉県幸手市	会社役員	14,000	3,584,000 (256)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
太田 博之	東京都豊島区	会社役員	14,000	3,584,000 (256)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
川島 俊忠	東京都大田区	会社役員	14,000	3,584,000 (256)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
中村 育紘	千葉県船橋市	会社員	10,000	2,560,000 (256)	当社の従業員
石原 健太	神奈川県横浜市港北区	会社員	10,000	2,560,000 (256)	当社の従業員
永田 明久	兵庫県姫路市	会社員	7,000	1,792,000 (256)	当社の従業員
立和名 政文	東京都江戸川区	会社員	7,000	1,792,000 (256)	当社の従業員
小野 崇	千葉県柏市	会社員	5,600	1,433,600 (256)	当社の従業員
長原 茂彦	埼玉県さいたま市桜区	会社員	5,000	1,280,000 (256)	当社の従業員
山田 立郎	東京都稲城市	会社員	5,000	1,280,000 (256)	当社の従業員
清水 孝一	東京都足立区	会社員	4,000	1,024,000 (256)	当社の従業員
大西 慶嗣	埼玉県ふじみ野市	会社員	3,500	896,000 (256)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
村上 達則	東京都小金井市	会社員	3,500	896,000 (256)	当社の従業員
女鹿 輝明	埼玉県和光市	会社員	3,300	844,800 (256)	当社の従業員
小池 聡明	神奈川県横浜市都筑区	会社員	3,200	819,200 (256)	当社の従業員
島田 和典	千葉県白井市	会社員	3,100	793,600 (256)	当社の従業員
八田 有美	大阪府茨木市	会社員	3,000	768,000 (256)	当社の従業員
杉橋 宏明	兵庫県神戸市西区	会社員	2,900	742,400 (256)	当社の従業員
野崎 由紀子	東京都渋谷区	会社員	2,700	691,200 (256)	当社の従業員
紀平 絵美	東京都杉並区	会社員	2,700	691,200 (256)	当社の従業員
公平 美穂	東京都港区	会社員	2,700	691,200 (256)	当社の従業員
春原 康孝	東京都港区	会社員	2,700	691,200 (256)	当社の従業員
山川 豊	埼玉県和光市	会社員	2,600	665,600 (256)	当社の従業員
加藤 史朗	愛知県名古屋市中川区	会社員	2,500	640,000 (256)	当社の従業員
藤井 典子	神奈川県横浜市青葉区	会社員	2,400	614,400 (256)	当社の従業員
五條 麻里子	東京都品川区	会社員	2,400	614,400 (256)	当社の従業員
深田 富久美	埼玉県蕨市	会社員	2,400	614,400 (256)	当社の従業員
望月 恵理	千葉県長生郡一宮町	会社員	2,400	614,400 (256)	当社の従業員
磯崎 陵	神奈川県横浜市青葉区	会社員	2,400	614,400 (256)	当社の従業員
若林 祐介	岡山県倉敷市	会社員	2,400	614,400 (256)	当社の従業員
澁谷 春樹	千葉県柏市	会社員	2,300	588,800 (256)	当社の従業員
北谷 清	東京都足立区	会社員	2,300	588,800 (256)	当社の従業員
林 慎一郎	秋田県秋田市	会社員	2,300	588,800 (256)	当社の従業員
小林 和美	東京都江東区	会社員	2,200	563,200 (256)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
石井 宏和	東京都大田区	会社員	2,200	563,200 (256)	当社の従業員
池田 勝次	東京都台東区	会社員	2,100	537,600 (256)	当社の従業員
佐布 直子	東京都目黒区	会社員	2,000	512,000 (256)	当社の従業員
廣瀬 真吾	埼玉県さいたま市南区	会社員	2,000	512,000 (256)	当社の従業員
打越 洋一	滋賀県野洲市	会社員	2,000	512,000 (256)	当社の従業員
西岡 裕也	富山県富山市	会社員	1,800	460,800 (256)	当社の従業員
村田 雄	福岡県糟屋郡粕屋町	会社員	1,800	460,800 (256)	当社の従業員
山田 玲菜	東京都練馬区	会社員	1,800	460,800 (256)	当社の従業員
池内 久美子	東京都杉並区	会社員	1,800	460,800 (256)	当社の従業員
金森 周美	東京都町田市	会社員	1,700	435,200 (256)	当社の従業員
江崎 裕幸	東京都墨田区	会社員	1,600	409,600 (256)	当社の従業員
鈴木 隆敏	神奈川県川崎市高津区	会社員	1,500	384,000 (256)	当社の従業員
小松原 大地	富山県富山市	会社員	1,500	384,000 (256)	当社の従業員
山崎 貴稔	滋賀県野洲市	会社員	1,500	384,000 (256)	当社の従業員
太田 真敦	東京都杉並区	会社員	1,500	384,000 (256)	当社の従業員
鈴木 貴之	京都府京都市南区	会社員	1,500	384,000 (256)	当社の従業員
佐藤 緑	東京都板橋区	会社員	1,500	384,000 (256)	当社の従業員
辻子 仁	東京都江東区	会社員	1,500	384,000 (256)	当社の従業員
馬場 秀幸	東京都杉並区	会社員	1,300	332,800 (256)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載していません。

2. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は9名であり、その株式の総数は6,600株であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
Prestige International (S) Pte Ltd. ※1	583 Orchard Road, #09-03 Forum, Singapore	7,320,797	77.77
桑原 豊 ※1、2	東京都千代田区	1,473,364 (902,300)	15.65 (9.59)
株式会社桑原トラスト ※1、3	東京都千代田区三番町12番地3	250,000	2.66
株式会社トリニティジャパン ※1	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号	172,000	1.83
藤森 武 ※4	埼玉県幸手市	14,000 (14,000)	0.15 (0.15)
太田 博之 ※4	東京都豊島区	14,000 (14,000)	0.15 (0.15)
川島 俊忠 ※4	東京都大田区	14,000 (14,000)	0.15 (0.15)
中村 育紘 ※5	千葉県船橋市	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
石原 健太 ※5	神奈川県横浜市港北区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
永田 明久 ※5	兵庫県姫路市	7,000 (7,000)	0.07 (0.07)
立和名 政文 ※5	東京都江戸川区	7,000 (7,000)	0.07 (0.07)
小野 崇 ※5	千葉県柏市	5,600 (5,600)	0.06 (0.06)
長原 茂彦 ※5	埼玉県さいたま市桜区	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
山田 立郎 ※5	東京都稲城市	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
清水 孝一 ※5	東京都足立区	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
大西 慶嗣 ※5	埼玉県ふじみ野市	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
村上 達則 ※5	東京都小金井市	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
女鹿 輝明 ※5	埼玉県さいたま市緑区	3,300 (3,300)	0.04 (0.04)
小池 聡明 ※5	神奈川県横浜市都筑区	3,200 (3,200)	0.03 (0.03)
島田 和典 ※5	千葉県白井市	3,100 (3,100)	0.03 (0.03)
内田 有美 ※5	大阪府茨木市	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
杉橋 宏明 ※5	兵庫県神戸市西区	2,900 (2,900)	0.03 (0.03)
野崎 由紀子 ※5	東京都渋谷区	2,700 (2,700)	0.03 (0.03)
紀平 絵美 ※5	東京都杉並区	2,700 (2,700)	0.03 (0.03)
公平 美穂 ※5	埼玉県越谷市	2,700 (2,700)	0.03 (0.03)
春原 康孝 ※5	東京都港区	2,700 (2,700)	0.03 (0.03)
山川 豊 ※5	埼玉県和光市	2,600 (2,600)	0.03 (0.03)
加藤 史朗 ※5	大阪府枚方市	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
藤井 典子 ※5	神奈川県横浜市青葉区	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
五條 麻里子 ※5	東京都品川区	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
深田 富久美 ※5	埼玉県蕨市	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
望月 恵理 ※5	千葉県船橋市	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
磯崎 陵 ※5	神奈川県横浜市青葉区	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
若林 祐介 ※5	岡山県倉敷市	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
澁谷 春樹 ※5	千葉県柏市	2,300 (2,300)	0.02 (0.02)
北谷 清 ※5	東京都足立区	2,300 (2,300)	0.02 (0.02)
林 慎一郎 ※5	東京都板橋区	2,300 (2,300)	0.02 (0.02)
小林 和美 ※5	東京都江東区	2,200 (2,200)	0.02 (0.02)
石井 宏和 ※5	東京都大田区	2,200 (2,200)	0.02 (0.02)
池田 勝次 ※5	東京都台東区	2,100 (2,100)	0.02 (0.02)
佐布 直子 ※5	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
廣瀬 真吾 ※5	埼玉県さいたま市南区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
打越 洋一 ※5	滋賀県野洲市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
西岡 裕也 ※5	富山県富山市	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
村田 雄 ※5	岡山県岡山市	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
山田 玲菜 ※5	東京都渋谷区	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
池内 久美子 ※5	東京都杉並区	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
金森 周美 ※5	東京都町田市	1,700 (1,700)	0.02 (0.02)
江崎 裕幸 ※5	千葉県市川市	1,600 (1,600)	0.02 (0.02)
鈴木 隆敏 ※5	神奈川県川崎市高津区	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
小松原 大地 ※5	秋田県秋田市	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
山崎 貴稔 ※5	滋賀県野洲市	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
太田 真敦 ※5	東京都杉並区	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
鈴木 貴之 ※5	京都府京都市南区	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
佐藤 緑 ※5	東京都板橋区	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
辻子 仁 ※5	東京都江東区	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
眞田 秀幸 ※5	東京都杉並区	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
所有株式数1,000株の株主1名 ※5	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
所有株式数900株の株主1名 ※5	—	900 (900)	0.01 (0.01)
所有株式数800株の株主3名 ※5	—	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
所有株式数700株の株主1名 ※5	—	700 (700)	0.01 (0.01)
所有株式数600株の株主1名 ※5	—	600 (600)	0.01 (0.01)
所有株式数500株の株主2名 ※5	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
計	—	9,412,861 (1,099,000)	100.00 (11.68)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長） 3 特別利害関係者等（当社代表取締役社長が議決権の過半数を所有する会社） 4 特別利害関係者等（当社取締役） 5 当社従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。


独立監査人の監査報告書

平成28年10月31日


株式会社 イントラスト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

福垣 正人 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

安藝 真博 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントラストの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントラストの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書


平成28年10月31日

株式会社 イントラスト


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

稲垣 正人 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

安藝 真博 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントラストの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントラストの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、家賃保証事業における収益とこれに対応する費用については、従来、契約の締結及び更新時において一括計上する方法によっていたが、当事業年度より契約期間にわたって計上する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書


平成28年10月31日

株式会社 イントラスト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

稲垣 正人 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

安藝 真博 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントラストの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イントラストの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上